

# 2013くらしのサポーター通信

## 劇場型勧誘による買え買え詐欺にご注意！

### ハイライト:

- 今月のテーマ
- ・劇場型勧誘による買え買え詐欺にご注意！
- ・「消費者問題県民大会」講演の概要
- お知らせ
- 交流コーナー
- コラム
- 誤表示～消費者を馬鹿にするな～

### 1 買え買え詐欺の被害状況

徳島県警によると、未公開株や社債の購入による儲け話を持ちかけ現金をだまし取る、振り込め類似詐欺の被害額が、平成25年10月末時点で4億2700万円余りとなり、前年同期の約2.7倍となっています。被害者のうち高齢者が約8割を占めるなど、高齢者の被害が深刻化しています。

消費者情報センターへの相談状況（4月～9月）では、ファンド型投資商品に関する相談が27件と、前年同期の19件から増加しています。

勧誘の手口は、パンフレットが送付され、複数の業者が登場する劇場型勧誘がほとんどです。また、勧誘の対象となる商材は、未公開株、社債、ファンドに加え、天然ガス施設運用権、水資源の権利、コンテナ所有権など、金融商品かどうかも定かでない「怪しい権利取引」の儲け話の増加が目立っています。

#### 《相談事例1》

B社を名乗る業者から「カンボジアの不動産に関する書類が入ったA社の青い封筒が届いていないか。欲しがっている人がいるが、封筒が届いた人しか申し込みできないので代わりに買ってほしい。高値で買い取る。お金は宅配便で送るように」という電話があった。確かにパンフレットは届いているが、信用できるか。

#### 《相談事例2》

突然、B社を名乗る業者から「あなたの名前でA社の社債を購入した」という電話が架かってきた。「買った覚えはない」と言うと、「A社にキャンセルの電話をして」と言われたのですぐにA社に電話すると「名義貸しは違法になる。逮捕されたくなければ今すぐ1千万円振り込むように」と言われた。そんなお金はないと言ったが、どこの銀行にいくら預金があるかと聞く電話が、担当者から何度も架かってくる。どうすればよいか。

### 3 買え買え詐欺の特徴

#### (1) 「劇場型勧誘」の手口

未公開株、社債、ファンド、権利取引のトラブルでは、ほとんどのケースで「劇場型勧誘」が行われています。劇場型勧誘とは、勧誘業者であるB社が、



A社の販売する権利等について「高値で買い取る」「謝礼をする」などと嘘の説明を行い、販売会社（A社）との取引が自らの利益につながると消費者に誤認させ、消費者にA社にお金を支払わせるよう仕向けるという一連の詐欺的勧誘のことをいいます。立場の違う複数の人が入れ代わり立ち代わり勧誘し、警察や金融庁を名乗る人物が登場することもあります。

販売業者、勧誘業者とは、最終的には連絡が取れなくなり、権利証券もどきだけが消費者の手元に残ることになります。

## （2）買え買え詐欺の投資対象となる商材

買え買え詐欺の対象となる商材は、未公開株、怪しい社債、ファンドの他に、金融商品かどうか定かでない「怪しい権利」、ダイヤモンド、外国通貨など多岐にわたっています。

○「怪しい権利」の例：水資源の権利、老人ホーム利用権、鉱山の採掘権、土地に関する権利、天然ガス施設運用権……。特に、資源・エネルギー関連事業、高齢者福祉関係事業、最先端技術を取り扱う事業、ボランティアに関する事業にご注意ください。

○外国通貨：アフガニスタン、アゼルバイジャン、コンゴ、シリア、イエメン、イラクなどの換金困難な外国通貨を、高額な金額で購入させられる被害が発生しています。

## 5 アドバイス

### （1）「高値で買い取る」「絶対に儲かる」などという話には絶対に耳を貸さないこと

「買え買え詐欺」（劇場型勧誘）を受けて実際に消費者が利益を得たり、被害が回復できたケースは今までに1件も確認されていません。一般的に勧誘の電話を受けた際に話を長く聞いてしまうと、断るタイミングを失い、電話を切りづらくなりますので、早めにきっぱりと断りましょう。「番号非通知や知らない番号からの電話には出ない」「常時、留守番電話にしておき、必要に応じて後でかけ直す」などの対処方法が有効です。

### （2）過去に投資被害に遭った人は特に注意すること

過去に投資被害に遭ったことのある消費者を狙い、「被害回復」をうたって消費者をだますケースがあります。「損が取り戻せる」などと勧誘する業者の話は信じないでください。

### （3）絶対にお金を渡さずに、すぐに消費生活センターに相談すること

一度、悪質業者にお金を払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。振込み、郵送、手渡しなど方法を問わず、絶対にお金を払わないでください。また、脅すような口調で金銭の支払いを求められるなどして、少しでも不安や恐怖を感じたら警察に相談してください。

徳島県警察総合相談センター 電話 088-653-9110

### （4）家族や身近な人による見守り活動

買え買え詐欺のトラブルでは、高齢者が被害に遭うケースが目立ちます。周りの人も、口数が減る、買い物をあまりしなくなる、借金を申し込んでくるなど、高齢者の日常生活に変化が生じていないか気を配ってください。

## 「消費者問題県民大会」講演の概要

10月12日（土）、消費者問題県民大会が開催され、150名の方にご参加いただきました。最初に「くらしのサポーター」活動功労者として10名の方が表彰されました。「くらしのサポーター」認定式では、新たに28名、1団体が認定されました。

講演会では、島田広弁護士から「消費者が主役となる社会へ～消費者教育推進法を生かすには～」という演題でご講演をいただきました。概要は次のとおりです。

「まず、消費者は今何をしないといけないか。一つめは、消費者被害の問題がある。国民生活センターの相談件数の推移を見ると、大きく伸びて高止まりになっている。中でも高齢化が非常に深刻な問題で、高齢者の人口の伸び以上に高齢者からの相談件数が伸びている。

高齢者が、自分で教育を受けて、自分を守るのはなかなか難しいので、周りの人の見守りで支えてあげないといけない。

もう一つ考えないといけないのは、大量消費・大量廃棄の問題。南の国々の安い賃金で商品が作られて、貧困が生まれているという問題で、そのことを象徴する事件として、バングラデシュでビルが倒壊し、多くの人々が亡くなった事故がある。ローマ法王が『月38ユーロ（約4900円）が彼らの給料だった。もはや奴隷労働だ。不公正な給与や飽くなき利益追求が神に反する』と批判した。

今までの消費者教育は、事業者から騙されないか、被害を受けないか、これを中心にやってきたが、これを変える必要がある。私たちの消費のあり方が環境、社会、市場のあり方を変えていく。消費者はそういうものを動かしていく心臓である。

では、具体的にどういうことができるのか。まずは、消費者被害を防ぐためにも、悪質事業者とは取引しない、また、環境に悪い商品を作っている業者とも取引しない。「お買い物投票になる」という意識が大事。我々の消費活動が、結局は、どういう業者が幅をきかせていくかを決めていくようになる。

自分にとっていい商品から、地域にとっていいことは何かを考える、地球にとっていいことについて考えるように転換を求められている。次の世代にいい地球を残せるようにみんなでがんばっていきましょう」

消費者市民社会では、消費者が、主体的・能動的に行動することが求められています。



徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1  
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>

## 交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

## くらしのコラム

### 誤表示 ～消費者を馬鹿にするな～

レストランのメニューの品と出されたものの素材が異なっている。一般には、こういうのを偽装と言うのであるが、担当者は、偽装ではないと言い張り、誤表示であると言い訳をしている。

統計的な物の見方なら、誤表示であれば、高い品の代用に安い品を使うのと同じ程度に、安い品に高い品で代用することがあるのが自然である。新聞の報道を見る限り、儲けるが損はしていない。

損得が入り混じりバランスよく儲かると損があつてこそ、いわゆる「間違い」（誤表示）と言われるものである。それが儲かる方のみ、あるいは損するばかりであれば、作為があるとみなされる。

味も言葉も分からないと、消費者も馬鹿にされたものだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 金銭債務に関する無料相談会

借金を抱えてお悩みの県民の方を対象に、法律専門家による無料の相談会を開催します。借金問題は解決できます！秘密は厳守しますので、是非この機会にご相談ください！

### ●平成25年12月12日（木）

※徳島県司法書士会所属の司法書士が相談をお受けします。

徳島県庁 11階 1104会議室 13:00～16:00

（徳島市万代町1丁目1）\*公共交通機関をご利用ください

### ●平成25年12月21日（土）

※徳島弁護士会所属の弁護士が相談をお受けします。

①徳島弁護士会館 13:00～16:00

（徳島市新蔵町1丁目31）\*公共交通機関をご利用ください

②南部総合県民局阿南庁舎 2階会議室 13:00～16:00

（阿南市富岡町あ王谷46）

③西部総合県民局美馬庁舎 2階会議室 13:00～16:00

（美馬市脇町大字猪尻建神社下南73）

予約不要。当日、先着順に相談をお受けします。



### くらしのサポーター担当者より

11月も中旬を迎え、冷え込む日が増えてきました。気象庁の3か月予報によると、11月から来年の1月にかけては、降水量が平年より少なく、平均気温が平年より低くなりそうです。寒さへの対策をし、体調にお気をつけてください。

さて、12月9日～11日に、県内3か所で研修会を行います。11月26日まで申込みを受け付けておりますので、ぜひご参加ください。